

令和 8 年度第 3 回（令和 8 年 5 月 7 日）庁議提案

□審議 報告 □その他

担当部・課：総務部総務課 [内線 4 0 3 5]

1 件名

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

令和 6 年 6 月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公金の収納事務のデジタル化に関する制度の見直し等により、条の追加及び繰下げ等の所要の整備が行われた。

【目的】

法改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性【根拠法令：有 □無】

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）

【総合計画の位置付け：有 無】【個別計画の位置付け：有 無】**4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 6 年 6 月 地方自治法の一部を改正する法律公布

（本件に係る改正規定の施行期日：公布の日（令和 6 年 6 月 2 6 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）

5 主な内容

地方自治法の条の追加及び繰下げに伴い、関係条例における引用条項の整理を行うもの。

1 地方自治法の改正内容

「特定歳入等の収納」として、公金の収納事務のデジタル化に関する規定が追加された。

改 正	現 行
<u>（特定歳入等の収納）</u> <u>第 2 4 3 条の 2 の 7</u>	（新設）
（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8</u>	（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） <u>第 2 4 3 条の 2 の 7</u>
（職員の賠償責任） <u>第 2 4 3 条の 2 の 9</u>	（職員の賠償責任） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8</u>

2 関係条例の改正内容**(1) 石巻市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第 6 0 号）**

議会の同意を要する賠償責任の免除について規定した第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(2) 石巻市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 8 0 号）

議会の同意を必要とする賠償責任の免除について規定した第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

地方自治法の改正に合わせて関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。

7 他の自治体の政策との比較検討

他の自治体においても、同様の改正を行う。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年6月 市議会第2回定例会に石巻市下水道事業の設置等に関する条例及び石巻市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和8年9月24日)

9 その他